

## 休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(休眠預金等活用法)が、2018年1月に施行されます。

この法律により、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金(「休眠預金等」)については最終異動日等から10年6か月を経過する日までに、金融機関において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管されます。

休眠預金等の内容などにつきましては、以下の説明をご覧ください。

なお、預金に移管されました後におきましても、お客さまのご請求によりいつでも払戻しいたします。

### 【休眠預金等の定義】

1「休眠預金等」とは、最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2「預金等」とは、預金保険法または農水産業協同組合貯金保険法上の付保対象とされているものを表します。

3「最終異動日等」とは、預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日をいいます。

①当該預金等に係る異動が最後にあった日

②当該預金等に係る預入期間や計算期間等の末日など

③金融機関が当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権の額等の事項を通知した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または金融機関があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

④当該預金等について預金等に該当することとなった日

4「異動」とは、当該預金等に係る預金者等その他関係者がする引出し、預入れ、振込みその他の休眠預金等活用法の定める事由(法定異動事由)をいい、次の預金が対象となります。

### 【対象預金】

普通預金各種(債券総合口座および普通預金(一般個人向け)を含む)、当座預金、別段預金各種(別段預金(債券口)を含む)、定期預金各種、通知預金各種、その他の預金(為替決済預り金)ならびに非居住者円預金

# 預金規定改正の内容

休眠預金等活用法の施行に伴い、各種預金規定を改正いたします。

## 【改正する預金規定】

債券総合口座取引規定、普通預金（一般個人向け）規定、普通預金規定、当座勘定規定、別段預金（債券口）約定、定期預金規定、定期預金規定集（自由金利型定期預金、変動金利定期預金）、通知預金規定、非居住者円普通預金規定、非居住者円当座預金規定および非居住者円定期預金規定 等

## 【改正する内容】

次の文言を追加します。

### （休眠預金等活用法に係る異動事由）

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りです。）
  - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

### （休眠預金等活用法における最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ① 第1条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りです。
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に定める日とします。

預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること 当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

### （休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
  - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
  - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

## 【適用開始日】

2018年（平成30年）1月1日

以上